



Title	母子関係に関する比較法的研究
Author(s)	De Alcantara, Marcelo
Citation	大阪大学, 2012, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/59403
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【1】

氏 名	デ アウカンタラ マルセロ De Alcantara Marcelo
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 25010 号
学 位 授 与 年 月 日	平成24年3月22日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学 位 論 文 名	母子関係に関する比較法的研究
論 文 審 査 委 員	(主査) 高等司法研究科教授 松川 正毅 (副査) 高等司法研究科教授 石田 剛 高等司法研究科准教授 齋藤 由起

論 文 内 容 の 要 旨

自然生殖における母子関係の確定は、分娩を原則としている。自然生殖では、分娩者が自らの卵子により懐胎し、出産することが当然の前提となっているため、母子関係の確定は生物学上の真実をも原則としている。つまり、自然生殖においては「卵子由来者＝分娩者＝母」であるから、「分娩者＝母」で母子関係を確定しても齟齬を生じない。これに対して人工生殖では、分娩者が必ずしも卵子由来者とは限らない。このため、人工生殖の母子関係を定める場合にも「分娩者＝母」を自然生殖の場合と同様に適用するならば、「卵子由来者＝母」を否定して「分娩者＝母」のみを認めることになる。これは首尾一貫していると言えるのだろうか。本稿では、自然生殖の本質と人工生殖の本質が異なるため、母子関係の確定に関して自然生殖・人工生殖であるかを問わず、一元的な分娩主義に従うという仕組みではなく、自然生殖か人工生殖かによって、それぞれに異なる基準を採用する二元的な主義に従うという仕組みの実現性を検討することを目的とする。

まず、法的母子関係成立の歴史的展開において分娩者＝母ルールがどのように適用され、どのような役割を果たしてきたのかを明らかにする。また、匿名出産の容認や母の認知の必要性といった分娩者＝母ルールの例外的なケースを検討し、自然生殖における母子関係の確定方法について把握する。

次に、人工生殖における母子関係の成立にあたっては、人工生殖により出生した子の法的母子関係をどのように決定すべきであるかという問題について意思主義・遺伝主義・分娩主義・多元主義のそれぞれの学説の分析を行う。

最後に、代理懐胎禁止国・代理懐胎容認国・代理懐胎無規制国において母子関係がどのように確定されているのかを明らかにし、分娩者＝母ルールが与えている影響を検討した上で、人工生殖の場合には、分娩者＝母ルール以外のルールで依頼者を子の母とする二元的な主義が実現できる可能性について考察する。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本博士論文は、母子関係の確定に関して、伝統的に多くの国々で採用されている分娩主義、すなわち、出産した女性がその子の母親であるという原則について検討を加えている。わが国では、主として父子関係の研究がなされている中で、母子関係の分析はひとときわ新鮮であり、わが国の親子法の理論に、貢献すること大である。

懐胎主義は、その源をローマ法にまでさかのぼることができ、ローマ法でのその機能、意味についてまず分析を試みている。その自然な解釈方法は、出産という明白な真実とともに、多くの国に広がって影響を及ぼして行ったことが分析されている。現代に至るまで、嫡出子、非嫡出子という考え方に支配されていた時代においては、特に非嫡出子の地位の問題とも関連し、例えばフランス法では、認知の必要性とともに興味深い展開をなしている。分娩主義は、当然に親子関係を確定させる機能を果たしており、非嫡出子の養育などの義務を出産した女性に負わせることとなっていたという指摘は、学問的に印象深い。

このように、自然の生殖が基礎となっている時代においては、分娩主義は、各々の時代の家族観を背景にして、母子関係の規律として機能した。このような中において、生殖補助医療により、母子関係が複雑になってきている。このような時代においては、伝統的な分娩主義では、とらえきれない事態が生じてきている。本博士論文では、世界の多くの国々での母子関係確定の法制度を分析し、その中から新しい動きの法制度を探索し、意思主義、遺伝子主義、分娩主義、多元主義に分類して、理論の可能性を探索している。

このような分析をへて、代理懐胎容認国がどのように母子関係を設定しているかを検討を加えている。その多くの国で、今なお分娩主義を原則として採用しており、代理母の子の放棄をもって、親子関係を依頼人たる夫婦の子としている。養子制度とは異なるが、当事者の意思が重要な役割を果たしていることを実証している。

本博士論文では、このような分娩主義をベースにおいた一元主義ではなく、むしろ生殖補助医療においてはその特殊性に直接着目して、母子関係を考えるべきであり、自然生殖と生殖補助医療とで理論を異にする二元主義を主張している。生殖補助医療では、分娩者が生物学上の母親でないことが多く、そのことから分娩主義からの脱却による理論の必要性を説いている。

問題意識も明確であり、分析方法もローマ法の知識を駆使し、歴史的な背景から、伝統理論を分析し、現代社会でも、その理論が意味をなしているのかどうか検討を加えている。豊富な文献を読みこなし、堪能な語学力を生かし、多くの国の最新の情報を得て、母子関係の法制度の分析を深めている。ここから得られた研究成果は、現代社会に、そして民法に示唆的な視点を提供している。本論文は、現代まで世界的にも、あまり手が付けられていない領域の研究であり、意欲的な取り組みである。本研究は、学界に貢献すること大である。

審査委員一同が、十分に博士の学位を授与するに値すると判断した。